

兵庫労働局発表
平成23年10月28日(金)

担 当	兵庫労働局労働基準部監督課 監督課長 岩村和典 主任監察監督官 竹田ゆり子 連絡先 078(367)9151
	兵庫労働局労働基準部健康課 健康課長 井上寿洋 主任労働衛生専門官 酒井通暢 連絡先 078(367)9153

年次有給休暇の平均取得率は49%

～平成23年「仕事と生活の調和アンケート」の結果～

兵庫労働局（局長 白川欽也）は、平成23年度に実施した、県内事業場における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関するアンケートの集計結果を取りまとめた。

- 1 労使間で労働時間等の課題に関して話し合う機会を設けているとした事業場は、全事業場の77.3%（昨年度62.5%）
- 2 アンケートの直前1週間に60時間以上働いた労働者は全労働者の1.9%（昨年度0.8%）
- 3 年次有給休暇の取得率（取得日数を付与日数で除した割合）は49%（昨年度56.7%）
- 4 心の健康対策（メンタルヘルスケア）について取り組んでいるとした事業場は、全事業場の80.6%（昨年度59.2%）
- 5 今夏の電力の需給ギャップに対応するための節電対策の取り組みについては、休日増加、休暇制度の活用等の導入による対応をした事業場の割合は7.4%

アンケートの概要

1 アンケートの目的

このアンケートは、兵庫県内の事業場における仕事と生活の調和の浸透度を明らかにし、今後の行政の展開に活用することを目的として実施した。

2 アンケートの対象

兵庫県内に所在する 7,500 事業場。

3 調査対象期間

原則として、平成 23 年 6 月 1 日現在。

4 有効回答率

444 事業場から回答があり、有効回答率は約 6%であった。

(詳細は別紙のとおりである)

別紙

「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）アンケート」集計結果

兵庫労働局労働基準部監督課

兵庫労働局では平成23年6月から7月にかけて、県内の約7,500事業場（建設現場などを除く）を対象に、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）アンケート」を実施していましたが、このたびその結果を集計したので発表します。

今回アンケートを実施した背景には次のような国を挙げての取り組みがあります。

平成19年12月18日に、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章）」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和が実現した社会を目指すことが決まりました。

これは、仕事と生活の調和を推進することにより、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すもので、具体的には、①「就労による経済的自立が可能な社会」、②「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、③「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つの柱から成り、社会全体として達成することを目指す平成32年（2020年）の数値目標として、例えば、「労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている企業の割合を、現状（平成21年現在）の52.1%から、平成32年（2020年）には全ての企業で実施されるようにする」、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を現状（平成20年現在）の10.0%から半減させる」、「年次有給休暇取得率を現状（平成20年現在）の47.4%から70%に向上させる」（いずれも前述の②に関する目標数値）などがあります。

この数値目標の兵庫県下における進捗状況を把握し、今後の施策に生かすため、前記②に関係する主要な項目についてアンケートを実施したものです。

アンケートは、ファックス等で兵庫労働局に提出する方法で回収しました。

集計結果

項目1 あなたの事業場では、労働時間等の課題について、労使間で話し合いの機会を設けていますか。

はい	343事業場	(77.3%)	<昨年度62.5%>
いいえ	87事業場	(19.6%)	
わからない	10事業場	(2.3%)	
回答なし	4事業場	(0.9%)	
計	444事業場		

(29人以下の事業場では「労使間で話し合いの機会を設けている」事業場の割合は約59%であるのに比べ、1000人以上の事業場では100%となっています。)

項目2 あなたの事業場で平成23年5月22日(日)から5月28日(土)の1週間に60時間以上労働した労働者は何人いますか。

週60時間以上労働した者	1459人
全労働者数	78,247人
週60時間以上労働した者の割合	1.86% <昨年度0.8%>

(100人から299人の事業場で週60時間以上労働した者の割合が2.6%と最も高くなっています。)

項目3 あなたの事業場の年次有給休暇について教えてください。

- (1) 一人平均付与日数(権利のある日数) 19.7日
- (2) 付与された者が0人(全員が付与日数がない)事業場数 3事業場
- (3) 年次有給休暇平均取得率 49.0% <昨年度56.7%>

(1000人以上の事業場では平均取得率約39.3%で最も低い取得率になっています。300人から999人の事業場では56.9%で最も高く、両方で17.

6ポイントの差が出ています。)

項目4 あなたの事業場では、心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいますか。

はい	358事業場	,	(80.6%)	<昨年度59.2%>
いいえ	74事業場		(16.7%)	
わからない	12事業場		(2.7%)	

(1000人以上の事業場では取り組んでいる割合が約100%であるのに比べ、29人以下の事業場では約67.5%という結果となっています)

項目5 あなたの事業場では、今夏の電力の需給ギャップに対応するため、節電対策に取り組んでいますか（主なもの2つまで回答して下さい）。

始業・終業時刻の繰り上げで対応	16事業場	(3.2%)
所定労働時間の短縮で対応	7事業場	(1.4%)
休日増加、休暇制度の活用等で対応	37事業場	(7.4%)
変形労働時間制等の導入で対応	36事業場	(7.2%)
その他の方法で対応	332事業場	(66.5%)
取り組みは実施していない	71事業場	(14.2%)
回答なし	1事業場	(0.2%)